



山形県公報

平成24年2月17日(金)
第2318号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県消防職員等賞じゆつ金等支給規則の一部を改正する規則……………(危機管理課) ……152

### 告 示

- 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程……………(子育て支援課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(同) ……153
- 救急病院等の告示……………(地域医療対策課) ……同
- 肥料の登録の有効期間の更新……………(環境農業推進課) ……同
- 民有保安林の指定……………(森 林 課) ……同
- 民有保安林の指定の解除の予定……………(同) ……154
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(庄内総合支庁建設総務課) ……157
- 公共測量の終了の通知……………(用 地 課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 市町村決定に係る都市計画の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……158

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

○平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部改正……………同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(庄内総合支庁総務課) ……同
- 同……………(総務厚生課) ……160
- 同……………(管 財 課) ……162
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(置賜総合支庁地域振興課) ……163
- 同……………(庄内総合支庁地域振興課) ……同
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(同) ……同
- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……164
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(同) ……165
- 同……………(同) ……166
- 一般競争入札の公告……………(会 計 局) ……168
- 同……………(中央病院) ……169
- 同……………(新庄病院) ……171
- 同……………(同) ……172

## 規 則

山形県消防職員等賞じゆつ金等支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年2月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第2号

#### 山形県消防職員等賞じゆつ金等支給規則の一部を改正する規則

山形県消防職員等賞じゆつ金等支給規則（昭和47年9月県規則第52号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第134号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年2月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1855号）の一部を次のように改正する。

第2条中「年0.70パーセント」を「年0.65パーセント」に、「年0.50パーセント」を「年0.45パーセント」に改める。

#### 附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成24年1月20日から適用する。
- 平成24年1月20日前に借入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

### 山形県告示第135号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成24年2月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|-------------------|---------------------|------------|
| 羽 根 田 医 院         | 村山市大字湯野沢1921番地      | 平成24. 1. 4 |

### 山形県告示第136号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年2月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地     | 廃止年月日      |
|-----------|----------------|------------|
| 羽 根 田 医 院 | 村山市大字湯野沢1921番地 | 平成24. 1. 3 |

**山形県告示第137号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成24年2月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定施術機関の名称   | 開設者     | 指定施術機関の所在地                  | 指定年月日      |
|-------------|---------|-----------------------------|------------|
| ト キ ワ 治 療 院 | 遠 藤 和 彦 | 米沢市大町二丁目3番57号 メゾンライゼ<br>205 | 平成24. 2. 1 |

**山形県告示第138号**

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成24年2月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称         | 所 在 地               | 認 定 期 間                      |
|-------------|---------------------|------------------------------|
| 小 国 町 立 病 院 | 西置賜郡小国町大字あけぼの二丁目1番地 | 平成24年3月14日から<br>平成27年3月13日まで |

**山形県告示第139号**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成24年2月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 登録番号         | 肥料の種類                | 肥料の名称       | 保証成分量(%)                          | その他の規格                                         | 生産業者          |                            | 有効期限            |
|--------------|----------------------|-------------|-----------------------------------|------------------------------------------------|---------------|----------------------------|-----------------|
|              |                      |             |                                   |                                                | 名称            | 住所                         |                 |
| 山形県<br>第445号 | 米ぬか油<br>かす及び<br>その粉末 | 粒状米ぬか油<br>粕 | 窒素全量 2.5<br>りん酸全量 5.5<br>加里全量 1.0 |                                                | コーユ株式<br>会社   | 酒田市松美町13<br>番地212          | 平成<br>30. 2. 4  |
| 山形県<br>第462号 | 混合有機<br>質肥料          | 鮭パワー        | 窒素全量 6.0<br>りん酸全量 3.0<br>加里全量 2.0 | 含有の許有の規<br>をるの定と<br>お<br>含され最大公<br>さ害成分は格<br>り | 柝川鮭漁業<br>生産組合 | 飽海郡遊佐町直<br>世字山居62番地<br>の25 | 平成<br>27. 1. 21 |

**山形県告示第140号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年2月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定に係る保安林の所在場所  
鶴岡市砂川字黒森17-21、48-4、48-56、字小俣1-2
- 2 保安林指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第141号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成24年2月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 解除予定保安林の所在場所

鶴岡市一霞字宮之台106-222

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 保安林解除の理由

道路用地とするため

山形県告示第142号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年2月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

西村山郡大江町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

東根市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

東根市（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

- 定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東根市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐は、択伐による。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
尾花沢市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐は、択伐による。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
尾花沢市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
尾花沢市（次の図に示す部分に限る。）
- (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
尾花沢市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐は、択伐による。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

- 7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
寒河江市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
寒河江市（次の図に示す部分に限る。）
    - (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 8 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
寒河江市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
寒河江市（次の図に示す部分に限る。）
    - (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 9 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡最上町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
最上郡最上町（次の図に示す部分に限る。）
    - (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 10 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡最上町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第143号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年2月17日から同年3月1日まで縦覧に供する。

平成24年2月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 鶴岡村上線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市高坂字古町15番2から  
同 字欠ノ上90番7まで
- 3 供用開始の期日 平成24年2月17日

**山形県告示第144号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成24年2月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
西置賜郡小国町大字松岡地域
- 2 公共測量を実施した日  
平成23年9月1日から平成24年1月27日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（1級基準点測量）

**山形県告示第145号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成24年2月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
西置賜郡小国町大字沼沢地域
- 2 公共測量を実施した日  
平成23年9月12日から平成24年1月27日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（1級基準点測量）



**山形県告示第146号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、同条第1項の規定に基づき天童市から送付のあった都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年2月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 山形広域都市計画地区計画
  - (2) 名称 乱川東原地区地区計画
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

---

**選挙管理委員会関係**

---

**告 示****山形県選挙管理委員会告示第6号**

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

平成24年2月17日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

「 // 鶴岡市湯野浜コミュニティセンター  
// 鶴岡市西郷コミュニティセンター 」 を 「 // 鶴岡市湯野浜コミュニティセンター」に、  
「 // 鶴岡市第三学区コミュニティセンター」を 「 // 鶴岡市第三学区コミュニティセンター  
// 鶴岡市西郷地区農林活性化センター 」  
に改める。

---

**公 告**

---

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県庄内総合支庁庁舎管理及び清掃業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年2月17日

山形県庄内総合支庁長 会 田 稔 夫

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県庄内総合支庁本庁舎1階12号会議室
  - (2) 日 時 平成24年3月28日（水）午前10時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 山形県庄内総合支庁庁舎管理及び清掃業務 一式
  - (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
  - (4) 履行場所 入札説明書による。
  - (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち12箇月分に相当する金額により行う。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件を全て満たす者であること。



- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 平成23年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成23年1月21日付け県公報第2213号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 次のいずれにも該当しないこと。
    - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
    - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
    - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
    - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
    - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
  - (5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、日本国内において適用される法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県庄内総合支庁総務企画部総務課総務係  
電話番号 0235(66)5421
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等  
山形県庄内総合支庁総務企画部総務課総務係で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- (1) 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であって、かつ、入札書に記載された金額が山形県低入札価格調査制度実施要綱（以下「低入札調査要綱」という。）第3条の規定により定める調査基準価格（以下「基準価格」という。）以上であった場合には、入札書に記載された金額が最低となる価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者（以下「最低価格入札者」という。）を落札者とする。
  - (2) 基準価格を下回る価格の入札（有効な入札に限る。）があった場合は、最低価格入札者について、低入札調査要綱第6条第2項の規定による調査（以下「履行適合調査」という。）をしたうえで落札者を決定することとする。
  - (3) 履行適合調査の結果、当該最低価格によっても契約の内容に適合した履行がなされると認められる場合は、当該最低価格の入札者を落札者とする。当該最低価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、当該最低価格の入札者を落札者とせず、予定価格の範囲内で入札（有効な入札に限る。）をした次順位の者を落札者とする。
  - (4) 当該次順位の者が基準価格を下回る価格の入札をした者であった場合は、(2)及び(3)を準用し落札者を決定するものとする。
  - (5) 落札者の決定のときまでに入札参加者の資格を満たさなくなった者は、落札者とししない。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書を平成24年3月15日（木）午後5時15分までに山形県庄内総合支庁総務企画部総務課総務係に提出すること。
- (2) この入札は、低入札調査要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (6) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be procured : Cleaning of building of Yamagata Prefectural Shonai Area General Branch Administration Office
- (2) Time-limit for tender : 10:00 A.M. March 28, 2012
- (3) Contact point for the notice : General Affairs Division, General Affairs and Planning Department, Yamagata Prefectural Shonai Area General Branch Administration Office, 19-1 Aza Sodehigashi, Oaza Yokoyama, Mikawa-machi, Higashitagawa-gun, Yamagata-ken 997-1392 Japan TEL0235-66-5421

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県総務事務システム等運用管理業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年2月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁総務部総務厚生課内（6階）
- (2) 日 時 平成24年3月29日（木） 午前10時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県総務事務システム等運用管理業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成24年4月1日から平成25年9月30日まで
- (4) 履行期限 平成25年9月30日
- (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち12箇月分に相当する金額により行う。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

(1)から(5)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(6)から(8)までに掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 平成23年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成23年1月21日付け県公報第2213号）により公示された資格を有すること。
- (4) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同

- じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (6) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(5)までの要件を満たしていること。
- (7) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (8) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部総務厚生課業務企画・開発担当  
電話番号 023(630)3337
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）を平成24年3月9日（金）午後4時までに山形県総務部総務厚生課業務企画・開発担当に提出すること。この場合において、応札役務仕様書を提出した者は、入札日の前日までに応札役務仕様書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (6) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of services to be required : The Yamagata Prefectural Government's general affairs office work systems operation management business 1 set
- (2) Time-limit for tender : 10:00 A.M. March 29, 2012
- (3) Contact point for the notice : Public Welfare Division, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL023-630-3337

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成24年2月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                                  | 日 時                      | 入 札 に 付 す る 物 件                    | 予 定 価 格    |
|--------------------------------------|--------------------------|------------------------------------|------------|
| 山形市鉄砲町二丁目19番68号<br>村山総合支庁本庁舎6階603会議室 | 平成24年3月15日（木）<br>午前10時   | 天童市大字蔵増字宮田621番3<br>宅地 310.55平方メートル | 3,980,000円 |
| 長井市高野町二丁目3番1号<br>置賜総合支庁西庁舎3階302会議室   | 平成24年3月16日（金）<br>午前11時   | 長井市ままの上2078番6<br>宅地 167.48平方メートル   | 2,830,000円 |
|                                      | 平成24年3月16日（金）<br>午後1時30分 | 長井市大町154番12<br>宅地 815.21平方メートル     | 9,370,000円 |

2 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者でないこと。
- (3) 自己又は自社の役員等（法人の役員又は役員以外のもので支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が次のいずれにも該当しないこと。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - ロ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用している者
  - ハ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - ニ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

3 契約条項を示す場所

総務部管財課

4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

6 その他

- (1) 説明会の場所及び日時

| 入 札 に 付 す る 物 件                    | 場 所                                  | 日 時                    |
|------------------------------------|--------------------------------------|------------------------|
| 天童市大字蔵増字宮田621番3<br>宅地 310.55平方メートル | 山形市鉄砲町二丁目19番68号<br>村山総合支庁本庁舎6階603会議室 | 平成24年2月27日（月）<br>午前10時 |
| 長井市ままの上2078番6<br>宅地 167.48平方メートル   | 長井市高野町二丁目3番1号<br>置賜総合支庁西庁舎3階302会議室   | 平成24年2月28日（火）<br>午前11時 |
| 長井市大町154番12<br>宅地 815.21平方メートル     |                                      |                        |

- (2) 郵便による入札は、認めない。
- (3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2066）に問い合わせること。

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成24年2月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成24年2月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人市民後見プロジェクトやまがた
  - (2) 代表者の氏名  
齋藤 真由美
  - (3) 主たる事務所の所在地  
米沢市城西町四丁目3番3号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、広く一般市民を対象とし、相互扶助の精神の下、高齢者及び障がい者の権利擁護に関する事業をとおして、高齢化社会、障がい者を取り巻く環境等の諸問題への理解を深め、弱者が安全かつ安心に暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成24年2月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成24年1月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 なでしこ SHONAI
  - (2) 代表者の氏名  
和嶋 武美
  - (3) 主たる事務所の所在地  
酒田市相生町一丁目6番11号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、心身に障害や病気を抱えた方々及び高齢の方々並びにそのご家族など、地域社会のなかで手助けを必要とされている方々が、生きがいのある平安な生活を築けるように支援する活動を行い、もって地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成24年2月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成24年1月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的



## (1) 名称

特定非営利活動法人 庄内リサイクル産業情報センター

## (2) 代表者の氏名

児玉 健一

## (3) 主たる事務所の所在地

酒田市宮海字南浜1番地104

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民ひいては日本社会全体に対して各種インフラストラクチャー整備にかかる資材の再利用、資源化、減量化、維持費低廉化、限られた資源の活用に関するリサイクル技術等の調査、研究、普及並びにリサイクル推進のための体制、法制整備のための諸活動を行い、長期的に継続可能な循環型社会の構築ならびに酒田港の振興と地域経済の発展を目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに東根市役所において平成24年6月17日まで縦覧に供する。

平成24年2月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

おーばん新東根店

東根市中央一丁目9番外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社おーばん 天童市東長岡二丁目6番13号

代表取締役 二藤部洋

## 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社おーばん 天童市東長岡二丁目6番13号

代表取締役 二藤部洋

株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割242番地1

代表取締役 西郷辰弘

## 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成24年10月25日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,820平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 196台

(2) 駐輪場の収容台数 85台

(3) 荷さばき施設の面積 168平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 34立方メートル

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

イ 株式会社おーばん

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後11時

ロ 株式会社薬王堂

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後11時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

4か所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後9時まで

8 届出年月日  
平成24年2月2日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年6月17日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）  
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに三川町役場において平成24年6月17日まで縦覧に供する。

平成24年2月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ル・パークみかわショッピングスクエア（第1ブロック）  
東田川郡三川町大字猪子字大堰端326番1外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

| 名 称           | 住 所                    | 代表者の氏名    |
|---------------|------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 ニ ト リ | 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号 | 似 鳥 昭 雄   |
| 株 式 会 社 コ ジ マ | 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号      | 小 島 章 利   |
| 株式会社ベストウイング   | 新庄市大字鳥越1496番地の34       | 青 柳 富 士 男 |
| 株 式 会 社 ロ ッ ク | 鶴岡市大宝寺町3番51号           | 金 子 正 幸   |

（変更後）

| 名 称           | 住 所                    | 代表者の氏名    |
|---------------|------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 ニ ト リ | 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号 | 似 鳥 昭 雄   |
| 株 式 会 社 コ ジ マ | 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号      | 寺 崎 悦 男   |
| 株式会社ベストウイング   | 新庄市大字鳥越1496番地の34       | 青 柳 富 士 男 |
| 株 式 会 社 ロ ッ ク | 鶴岡市大宝寺町3番51号           | 金 子 正 幸   |



(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称            | 住 所                    | 代表者の氏名    |
|----------------|------------------------|-----------|
| 株式会社ニトリ        | 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号 | 似 鳥 昭 雄   |
| 株式会社コジマ        | 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号      | 小 島 章 利   |
| ゼビオ株式会社        | 福島県郡山市朝日三丁目7番35号       | 諸 橋 友 良   |
| 株式会社ベストウイング    | 新庄市大字鳥越1496番地の34       | 青 柳 富 士 男 |
| ヴィクトリィ・オート株式会社 | 鶴岡市大字大宝寺字日本国52番地3      | 斎 藤 祥 雄   |

## (変更後)

| 名 称            | 住 所                    | 代表者の氏名    |
|----------------|------------------------|-----------|
| 株式会社ニトリ        | 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号 | 似 鳥 昭 雄   |
| 株式会社コジマ        | 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号      | 寺 崎 悦 男   |
| ゼビオ株式会社        | 福島県郡山市朝日三丁目7番35号       | 諸 橋 友 良   |
| 株式会社ベストウイング    | 新庄市大字鳥越1496番地の34       | 青 柳 富 士 男 |
| ヴィクトリィ・オート株式会社 | 鶴岡市大字大宝寺字日本国52番地3      | 斎 藤 祥 雄   |

## 3 変更年月日

平成22年2月16日

## 4 届出年月日

平成24年1月24日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年6月17日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに三川町役場において平成24年6月17日まで縦覧に供する。

平成24年2月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ル・パークみかわショッピングスクエア（第2ブロック）

東田川郡三川町大字猪子字大堰端291番4外

## 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 
- (変更前)

| 名 称        | 住 所             | 代表者の氏名  |
|------------|-----------------|---------|
| 株式会社高崎戸田書店 | 群馬県高崎市下小鳥町421番地 | 古 川 泰 明 |
| 株式会社ロック    | 鶴岡市大宝寺町3番51号    | 金 子 正 幸 |

(変更後)

| 名 称      | 住 所             | 代表者の氏名  |
|----------|-----------------|---------|
| 株式会社戸田書店 | 静岡県静岡市清水区銀座4番6号 | 鍋 倉 修 六 |
| 株式会社ロック  | 鶴岡市大宝寺町3番51号    | 金 子 正 幸 |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 
- (変更前)

| 名 称        | 住 所                  | 代表者の氏名  |
|------------|----------------------|---------|
| 株式会社高崎戸田書店 | 群馬県高崎市下小鳥町421番地      | 古 川 泰 明 |
| 三川産直組合     | 東田川郡三川町大字猪子字大堰端314番3 | 佐 藤 信 夫 |

(変更後)

| 名 称      | 住 所                  | 代表者の氏名  |
|----------|----------------------|---------|
| 株式会社戸田書店 | 静岡県静岡市清水区銀座4番6号      | 鍋 倉 修 六 |
| 三川産直組合   | 東田川郡三川町大字猪子字大堰端314番3 | 佐 藤 信 夫 |

## 3 変更年月日

平成22年4月1日

## 4 届出年月日

平成24年1月24日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年6月17日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、A重油及び灯油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年2月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成24年3月28日（水） 午前10時

### 2 入札に付する事項

#### (1) 調達をする物品の名称及び予定数量

- イ A重油（日本工業規格K2205 1種1号） 32,000リットル
- ロ 灯油（大型タンクローリー車納入分） 351,000リットル
- ハ 灯油（中型タンクローリー車納入分） 93,000リットル
- ニ 灯油（ドラム缶納入分） 21,000リットル

#### (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

#### (3) 契約期間及び納入方法 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を指定する方法で納入すること。

#### (4) 納入場所 仕様書による。

#### (5) 入札方法 (1)のイからニまでごとの1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成23年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成23年1月21日付け県公報第2213号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

#### (5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

#### (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2718

#### (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

2の(5)による入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であって、かつ、2の(1)のイからニまでごとの入札価格にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が最低となる価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書を平成24年3月16日（金）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。

(5) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

①Low Sulfur A Fuel Oil 32, 000l

②Kerosene (Large-sized tanker vehicle) 351, 000l

③Kerosene (Medium-sized tanker vehicle) 93, 000l

④Kerosene (Drum) 21, 000l

(2) Time-limit for tender : 10:00 A.M. March 28, 2012

(3) Contact point for the notice : Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2718

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年2月17日

山形県立中央病院長 小 田 隆 晴

#### 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院3階会議室2

(2) 日 時 平成24年3月30日（金） 午後3時30分

#### 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び予定数量 A重油 4,500キロリットル

(2) 調達をする物品の仕様等 日本工業規格K2205重油に規定するもののうち1種2号に限る。

(3) 契約期間及び納入方法 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量をタンクローリーで納入すること。

(4) 納入場所 山形県立中央病院

(5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

#### 3 入札参加者の資格

(1)から(9)までの要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(7)から(12)までに掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成23年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成23年1月21日付け山形県公報第2213号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

- (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録その他の処分を受けていること。
- (7) 納入する物品について、契約担当者等が指定する数量を、指定する場所に納入することができること。
- (8) 当院から10km以内にA重油を50キロリットル以上備蓄できるタンク等及び災害時に納入することができるタンクローリー（自己所有又は使用権を有するもの）を有するか、又は前段に示したタンク等及びタンクローリーを平成24年12月1日までに設置することができること。
- (9) 災害時における基幹災害医療センターとなっている当院と「災害時におけるA重油の優先供給に関する協定」を契約締結後または備蓄できるタンク等設置後速やかに締結できること。
- (10) 共同企業体のすべての構成員が(1)から(6)までの要件を満たしていること。
- (11) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (12) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院経営戦略課用度係  
電話番号023(685)2623

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

#### 7 落札者の決定方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書並びに3の(7)及び3の(8)に係る事項を証する書類を、共同企業体にあつては3の(11)に係る事項を証する書類を平成24年3月16日（金）午後3時までに山形県立中央病院経営戦略課用度係に提出すること。

この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに当該申請書等に関し説明又は協議を求め



られた場合は、それに応じるものとする。

- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、山形県立中央病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : A Fuel Oil 4, 500kl
- (2) Time-limit for tender : 3:30 P. M. March 30, 2012
- (3) Contact point for the notice : Management Division, Yamagata Prefectural Central Hospital, 1800 Aoyagi, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2292 Japan TEL 023-685-2623

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立新庄病院総合医療情報システムの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年2月17日

山形県立新庄病院長 鈴木 知 信

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院会議室（C棟3階）
- (2) 日 時 平成24年3月27日（火）午前11時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 山形県立新庄病院総合医療情報システム 一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成26年1月31日（金）
- (4) 納入場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院内
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

(1)から(8)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(9)から(13)までに掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 平成23年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成23年1月21日付け山形県公報第2213号）により公示された資格を有すること。
- (4) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (6) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合

することにより認証を受け、又はJIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。

- (7) 過去5年以内に、400床以上ある複数の医療機関に導入された総合医療情報システムを提案できること。またそれを証明できること。
  - (8) 2の(1)の調達に関し、確実に遂行できる体制を整備できることを証明できること。
  - (9) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(6)までの要件を満たしていること。
  - (10) 共同企業体のいずれかの構成員が(7)の要件を満たしていること。
  - (11) 共同企業体として(8)の要件を満たしていること。
  - (12) 共同企業体は自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
  - (13) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等  
新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院医事経営課情報企画係 電話番号0233(22)5525
  - 5 入札保証金及び契約保証金
    - (1) 入札保証金 免除する。
    - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
  - 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
  - 7 落札者の決定方法
    - (1) 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
    - (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじ引きに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。
    - (3) 落札決定の時までに3の入札参加者の資格を満たさなくなった者は、落札者としなす。
  - 8 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - 9 その他
    - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(6)から(8)までに係る事項（共同企業体にあつては、3の(10)から(13)までに係る事項を証明する書類）を平成24年3月16日（金）正午までに山形県立新庄病院医事経営課情報企画係に提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じる義務が発生するものとする。
    - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
    - (3) この入札及び契約は、山形県立新庄病院の都合により調達手續の停止等があり得る。
    - (4) 詳細については、入札説明書及び入札仕様書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Medical information system : 1 set
- (2) Time-limit for tender : 11:00 A.M. March 27, 2012
- (3) Contact point for the notice : Management Division, Shinjyo Prefectural Hospital, 12-55 Wakaba-cho, Shinjyo-shi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL0233-22-5525

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年2月17日

山形県立新庄病院長 鈴木 知 信

#### 1 入札の場所及び日時



- (1) 場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院大会議室
  - (2) 日時 平成24年3月29日（木） 午後1時30分
- 2 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 A重油 700キロリットル  
予定数量は昨年度実績により算出したもので、その数量を保証するものではない。
  - (2) 調達をする物品の仕様等 日本工業規格K2205重油に規定するもののうち1種2号に限る。
  - (3) 契約期間及び納入方法 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量をタンクローリーで納入すること。
  - (4) 納入場所 山形県立新庄病院
  - (5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件を全て満たすものであること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 平成23年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成23年1月21日付け山形県公報第2213号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 次のいずれにも該当しないこと。
    - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
    - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団等が経営に実質的に関与していること。
    - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
    - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
    - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録その他の処分を受けていること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院総務課施設用度係  
電話番号 0233(22)5525
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成24年3月16日（金）午後3時まで山形県立新庄病院総務課施設用度係に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約については、山形県立新庄病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : A Fuel Oil 700kl
- (2) Time-limit for tender : 1:30 P.M. March 29, 2012
- (3) Contact point for the notice : Jeneral Affairs, Shinjo Prefectural Hospital, 12-55 Wakaba-cho, Shinjoshi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL 0233-22-5525